

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第125号）（教育委員会事務局指導部生徒指導課）

1 京都市野外活動施設京北山国の家（以下「山国の家」という。）の利用者の拡大を図るため、次のとおり山国を家の休所日並びに宿泊室兼研修室（宿泊のために利用する場合を除く。）及び会議室を利用することができる時間の区分を変更することとした。

(1) 休所日の変更

改正前	改正後
月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで	水曜日（水曜日が休日に当たるときは、その日後最初に到来する休日でない日）並びに1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで

(2) 宿泊室兼研修室（宿泊のために利用する場合を除く。）及び会議室を利用することができる時間の区分の変更

改正前	改正後
午前8時30分から正午まで 午後1時から午後5時まで 午前8時30分から午後5時まで 午後7時から午後11時まで	午前8時30分から正午まで 正午から午後5時まで 午前8時30分から午後5時まで 午後5時から午後11時まで

2 消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、山国を家の利用料金の上限額の適正化を図ることとした。

上記1の措置は平成31年7月1日から、上記2の措置は同年10月1日から実施することとした。

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川 大作

京都市条例第125号

京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を改正する条例

第1条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

別表第1 休所日の欄中「月曜日」を「水曜日」に改める。

別表第2 宿泊室兼研修室（宿泊のために利用する場合を除く。）及び会議室の項中「午後1時」を「正午」に、「午後7時」を「午後5時」に改める。

第2条 京都市野外活動施設京北山国の家条例の一部を次のように改正する。

	「		「		
		2,050		2,090	
		1,540		1,570	
別表第2 備考以外の部分中		1,740	を	1,780	に改める。
		3,080		3,140	
		2,050		2,090	
		」		」	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 この条例の公布の日

(2) 第1条の規定 平成31年7月1日

(3) 第2条及び附則第4項の規定 平成31年10月1日

(準備行為)

2 第1条の規定による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家条例の規定による利用の許可の申請その他京都市野外活動施設京北山国の家（以下「山国の家」という。）を供用するために必要な準備行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

3 第2条の規定による改正後の京都市野外活動施設京北山国の家条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による山国を家の利用に係る料金の徴収その他これを徴収する

ために必要な準備行為は、同条の規定の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 4 改正後の条例の規定は、第2条の規定の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(教育委員会事務局指導部生徒指導課)